

貸金業法が平成22年6月18日から変わります！

あなたは 大丈夫ですか？

借り過ぎ・貸し過ぎを防ぐため、ここが変わります！

1 総量規制 借り過ぎ・貸し過ぎの防止

年収の3分の1を超える額の新規の借り入れができなくなります。

借入れの際に収入を証明する書類が基本的に必要になります。

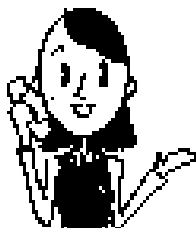
2 上限金利の引下げ

法律上の上限金利が29.2%から、借入金額に応じて15～20%に引き下げられます。

3 貸金業者に対する規制も厳しく

法律遵守の助言・指導を行う国家資格のある人を営業所に置くことが必要になります。

法律の詳しい内容は、金融庁ウェブサイトでご確認ください。<http://www.fsa.go.jp/>

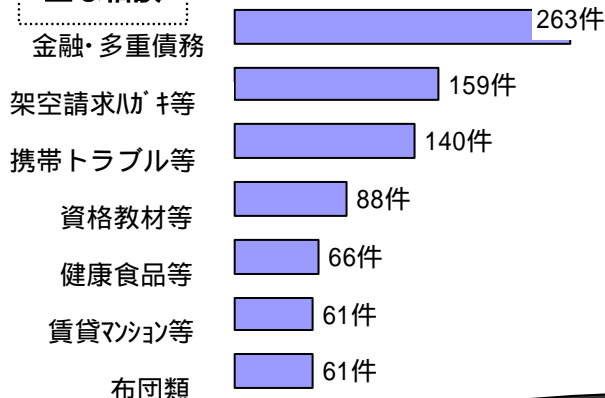


ヤミ金融（無登録の業者など）からは絶対に借りないで！
困ったら、あせらないで、まず相談

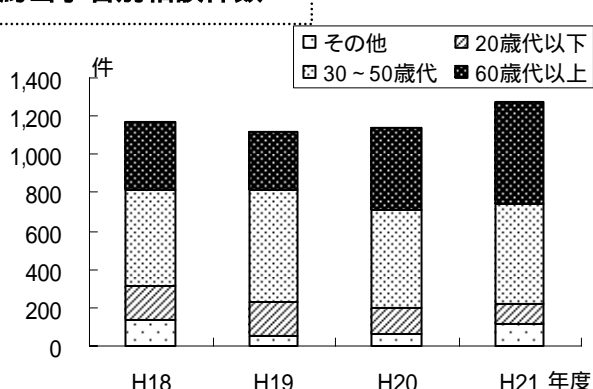
平成21年度 消費者センター 相談概要

平成21年度の消費者センターの相談受付件数は、1,270件と前年度1,135件に対し増えています。これは、多重債務の相談や、悪質な訪問販売、電話勧誘販売が増えていることによります。また、高齢者（60歳以上）の相談が、全体の4割を超えています。

主な相談



契約当事者別相談件数



消費生活のご相談は・・・

越前市消費者センター ☎ 0778-22-3773

越前市府中1-2-3 (JR武生駅前センチュリープラザ1階)

相談受付 平日 午前8:30～午後5:00

消費生活相談の他に、消費者が安全で安心な消費生活をおくることができるよう、消費者出前講座など各種啓発事業を行っています。